市川市長

氏 名住 所連絡先

法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名

助言・指導内容実施等証明書の基準適合事前確認書

下記のマンションが地方税法施行令附則第 12 条第 48 項第 2 号イに掲げる要件に該当するものであることについて、証明します。

#### 1. マンションの概要

マ	ン	シ	ヨ	ン	の	所 在	地
管	理	;	組	合	の	形	態
管	理	j	組	合	の	名	称

- 2. 地方税法施行令附則第12条48項第2号イに規定する基準
  - イ)長期修繕計画(地方税法施行規則附則第七条第十三項に規定する長期修繕計画をいう。以下同じ。)がマンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針(令和三年国土交通省告示第千二百八十六号)別紙二4(1)に規定する長期修繕計画標準様式に準拠し作成されていること(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第十五条の九の三第一項に規定する工事の実施時期に係る部分に限る。)
  - ロ) 長期修繕計画の計画期間が三十年以上で、かつ、残存期間内に地方税法附則第十五条 の九の三第一項に規定する工事並びに当該工事に関する次に掲げる工事及び措置が 二回以上含まれるように設定されていること。
    - (1) 地方税法附則第十五条の九の三第一項に規定する工事の実施に必要な仮設工事
    - (2) 地方税法附則第十五条の九の三第一項に規定する工事の実施に必要な調査その他の措置
    - (3) 長期修繕計画の変更に必要な調査その他の措置
  - ハ)長期修繕計画において将来の一時的な修繕積立金の徴収を予定していないこと。
  - 二)長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の総額から算定された修繕積立金の平均額が、地方税法附則第十五条の九の三第一項に規定する工事並びに口に掲げる工事及び措置を行うために必要な資金を確保するに当たって著しく低額でないこと。
  - ホ) 長期修繕計画の計画期間の最終年度において、借入金の残高のない長期修繕計画と なっていること。

長期修繕計画の作成又は直近の変更年月日	年 月	日
長期修繕計画の作成又は直近の変更について集	左 B	П
会の決議をした日	年月	日
長期修繕計画の計画期間		年
将来の一時的な修繕積立金の徴収予定の有無	□無□有	
長期収税計画の計画期間全体での修繕積立金の		П
平均額		円
現在の借入金の有無	□無  □有	
「有」の場合 完 済 予 定 年 月	年	月

## 3. 証明年月日

# イ) 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

17 mm/1 n / 2 / 2 / 1 / 1 / 1 / 1 / 2 / 2 / 2 / 2								
	氏 名			印				
	一級建築士、二級		登 録 番 号					
証明を行った	建築士又は木造建		登録を受けた都					
建築士	築士の別		道府県名(二級					
			建築士又は木造					
			建築士の場合)					
=+ 111 + 1/- +	名 称							
証明を行った	所 在 地							
建築士の属す	一級建築士事務所、二級建築事務所							
る建築士事務	又は木造建築士事務所の別							
所	登録年月日及	び登録番号						

## ロ) 証明者がマンション管理士の場合

証明を行った	氏			名	印
マンション管	登	録	番	号	
理士					

# 【注意】

・ 基準適合確認書の発行にあたり、事前確認を実施した際の長期修繕計画書の写しや集 会(総会)の議事録の写し等を添付してください。